## 山口市学校給食運営協議会設置要綱

(目的)

- 第1条 山口市立小・中学校の学校給食に関する事項について調査・検討し、学校給食の充実を 図ることを目的として、山口市学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 (所堂事項)
- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。
  - (1) 学校給食運営に関する基本的事項
  - (2) 学校給食費に関すること
  - (3) 学校給食用食器の選定に関すること
  - (4) 学校給食の食材に関すること
  - (5) 学校給食を活用した食育に関すること
  - (6) その他必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会の委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱若しくは任命し、組織する。
  - (1) 食について専門的な知識を有する者
  - (2) 保護者の代表
  - (3) 市立小学校長の代表
  - (4) 市立中学校長の代表
  - (5) 学校給食センター所長の代表
  - (6) 栄養教諭又は学校栄養職員の代表
  - (7) 学校給食調理員の代表
  - (8) その他教育長が必要と認める者
- 2 協議会の定員は、15人以内とする。

(委員の委嘱と任期)

- 第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 任期途中で委員が退任した場合は、新たな委員を補充できることとし、その委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員)

- 第5条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会議)
- 第6条 協議会は会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて検討部会を置くことができる。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を処理するため、山口市教育委員会に事務局を置く。
- 2 事務局は、教育総務課及び学校教育課の職員をもって構成する。
- 3 事務局長は、山口市教育委員会教育部長をもって充てる。
- 第9条 協議会の運営に関し、この要綱に定めるもののほか必要な事項は協議会において定める。 附 則
  - この要綱は、平成21年6月15日から施行する。